

公共工事品質確保に関する北海道の取り組み

北海道建設部建設政策局建設管理課
技術管理担当課長 田 中 浩 之

目 次

1. 北海道における品質確保の取り組み
2. 北海道の総合評価方式
 - ・平成 25 年度の実施状況
 - ・平成 25・26 年度の改訂内容

公共工事品質確保に関する 北海道の取り組み

平成26年10月

北海道 建設部 建設政策局
建設管理課

説明の概要

- 北海道における品質確保の取り組み
- 北海道の総合評価方式
 - ・平成25年度の実施状況
 - ・平成25・26年度の改訂内容

北海道における品質確保の取り組み

★北海道建設部での主な品質確保の取り組みをご紹介します。

①低入札対策(平成6年度～)

ダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすい。低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用することで、工事の品質確保に寄与することができる。

②適正な設計照査の仕組みづくり(平成17年度～)

施工者が行う設計図書と工事現場との照査の範囲を明確にするため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成し、適正な照査を行うことにより、工事の品質を確保している。

③三者検討会(平成17年度～)

発注者、施工者、設計者の三者が一堂に会し、「設計思想の共有」や「設計・施工条件」などの確認を行う三者検討会を実施することにより、工事の品質を確保している。

④工事施行評価の透明性・公正化に向けた取組(平成17年度～)

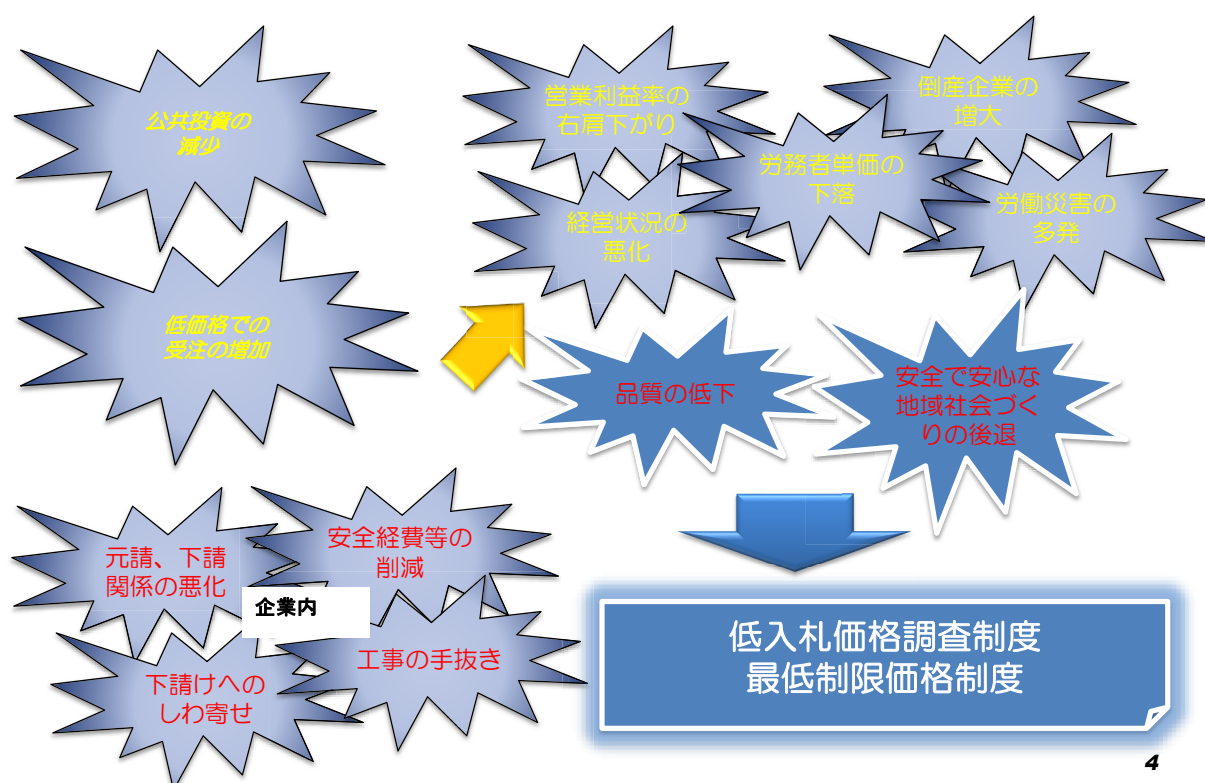
施工者に対し、工事着手前に施行成績評価の要点をわかりやすく説明することで、より良い現場管理を行うよう指導している。また、受託者による工事施行成績の自己評価も試行している。これらの取り組みにより、工事の品質を確保している。

⑤設計変更の迅速化に向けた取組(平成18年度～)

設計変更事務を円滑・迅速に実施するための「手引き」を作成。また、工事実施に係る発注者と受注者の協議を工事監督員及び現場代理人間で同時に送受信するシステムを活用し、設計変更事務を円滑に実施することにより、適正な工期確保や適期施工が可能となり、工事の品質を確保している。

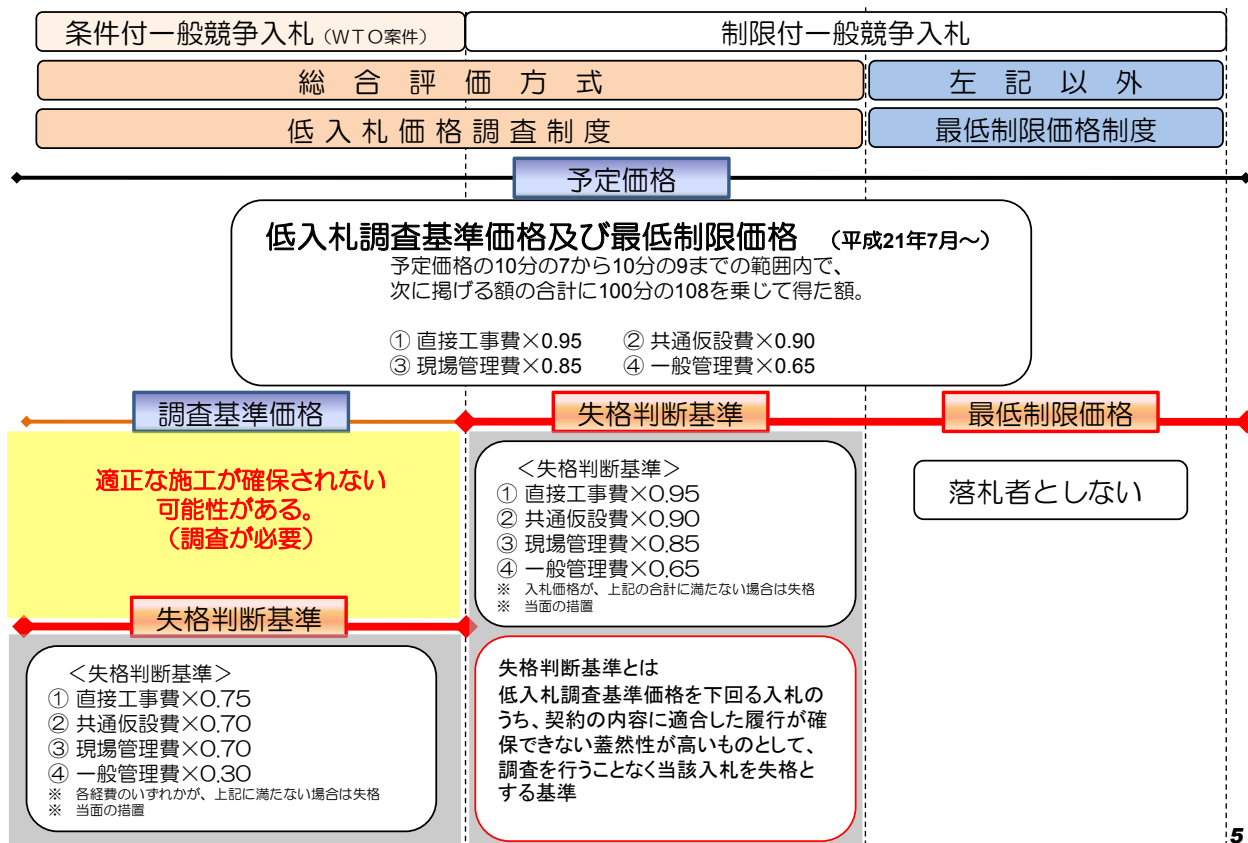
3

① 低入札対策



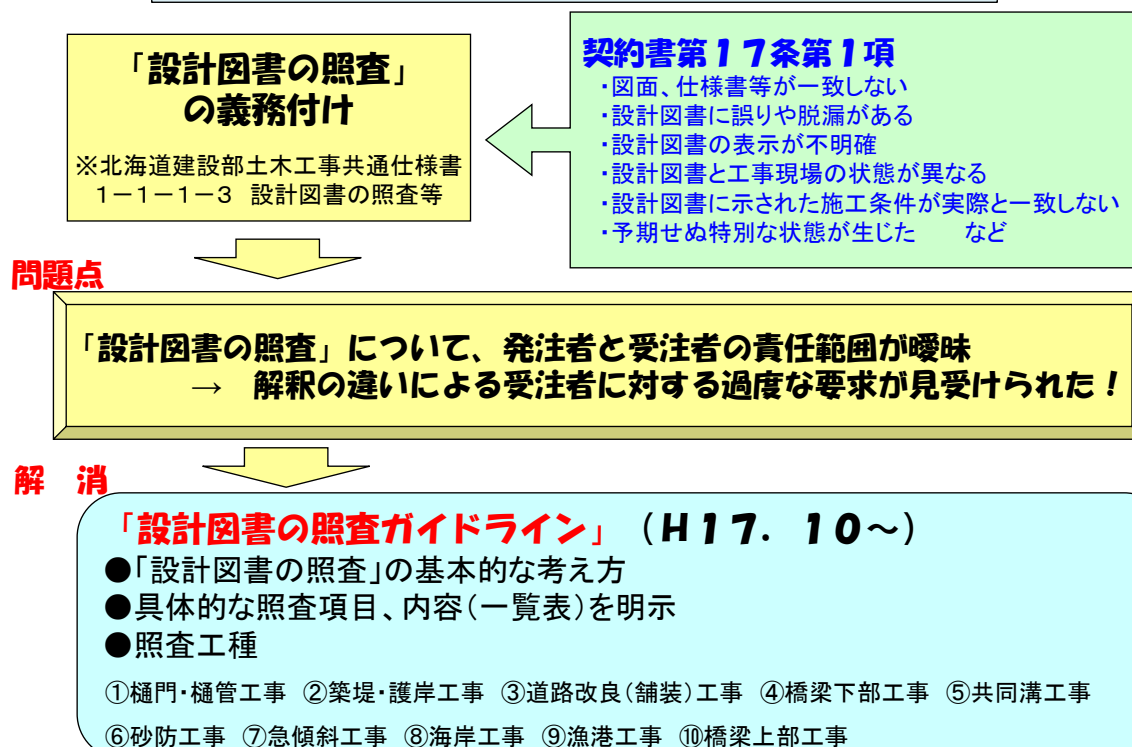
4

低入札価格調査制度と最低制限価格制度



5

② 適正な設計照査の仕組みづくり



6

③ 三者検討会

従来、発注者と施工者が実施していた工事施工前の打合せに、当該工事に係る詳細設計等を担当した設計者を加える。



三者検討会の効果

- 設計の考え方の確実な伝達
- 設計や施工条件、施工上の留意点の確認
- 現場不符合等の予測と対応
- 疑問点等の解消
- 技術的知識の相互交換 など

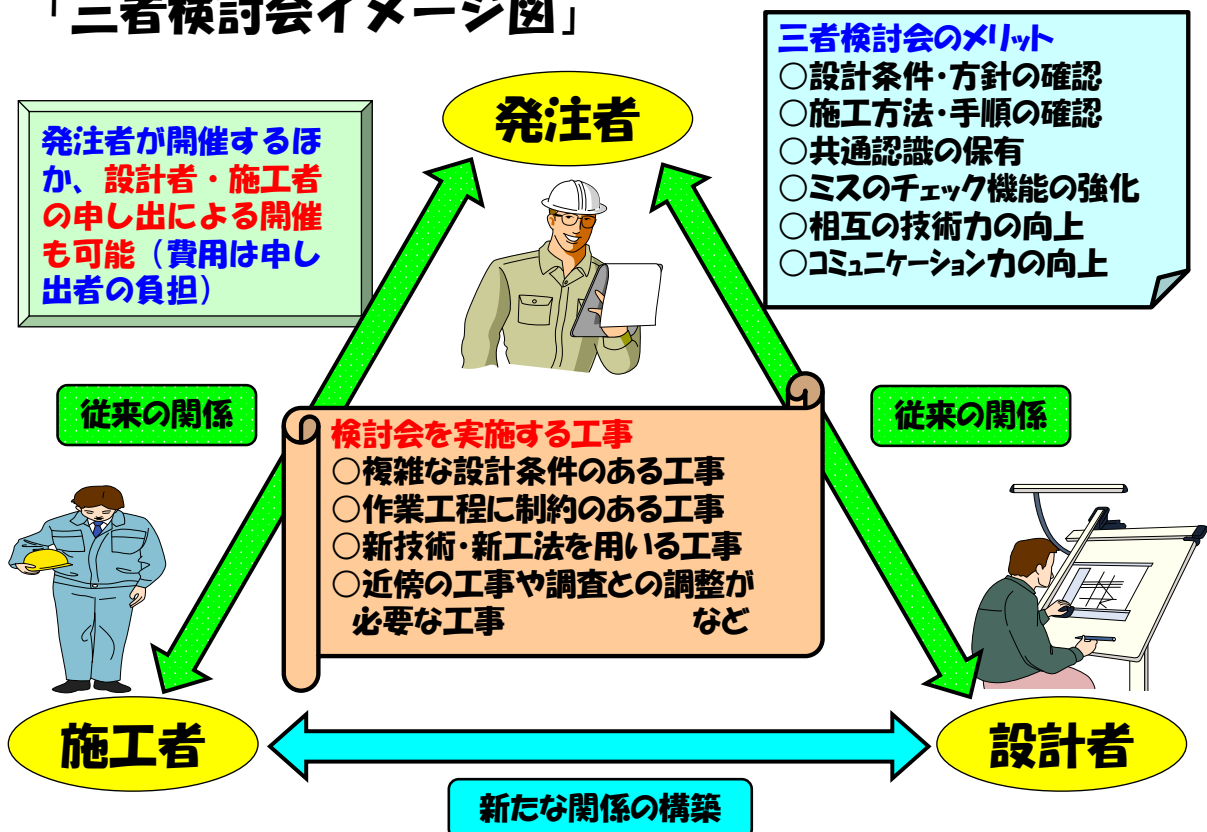
ミスの防止



品質の確保・向上

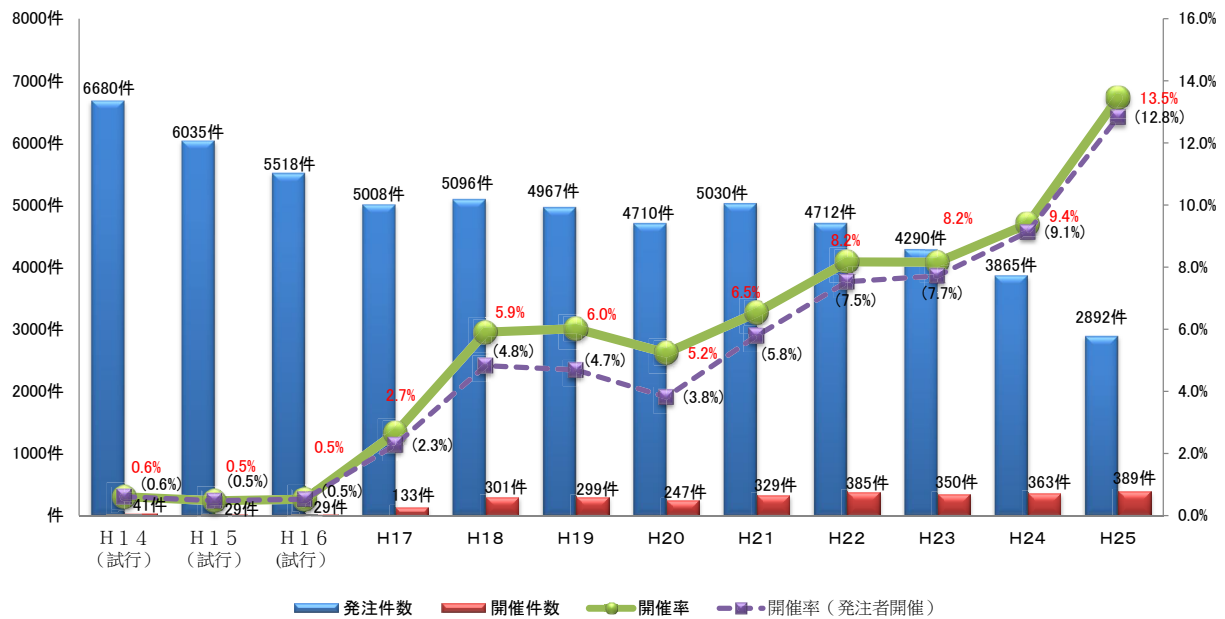
7

「三者検討会イメージ図」



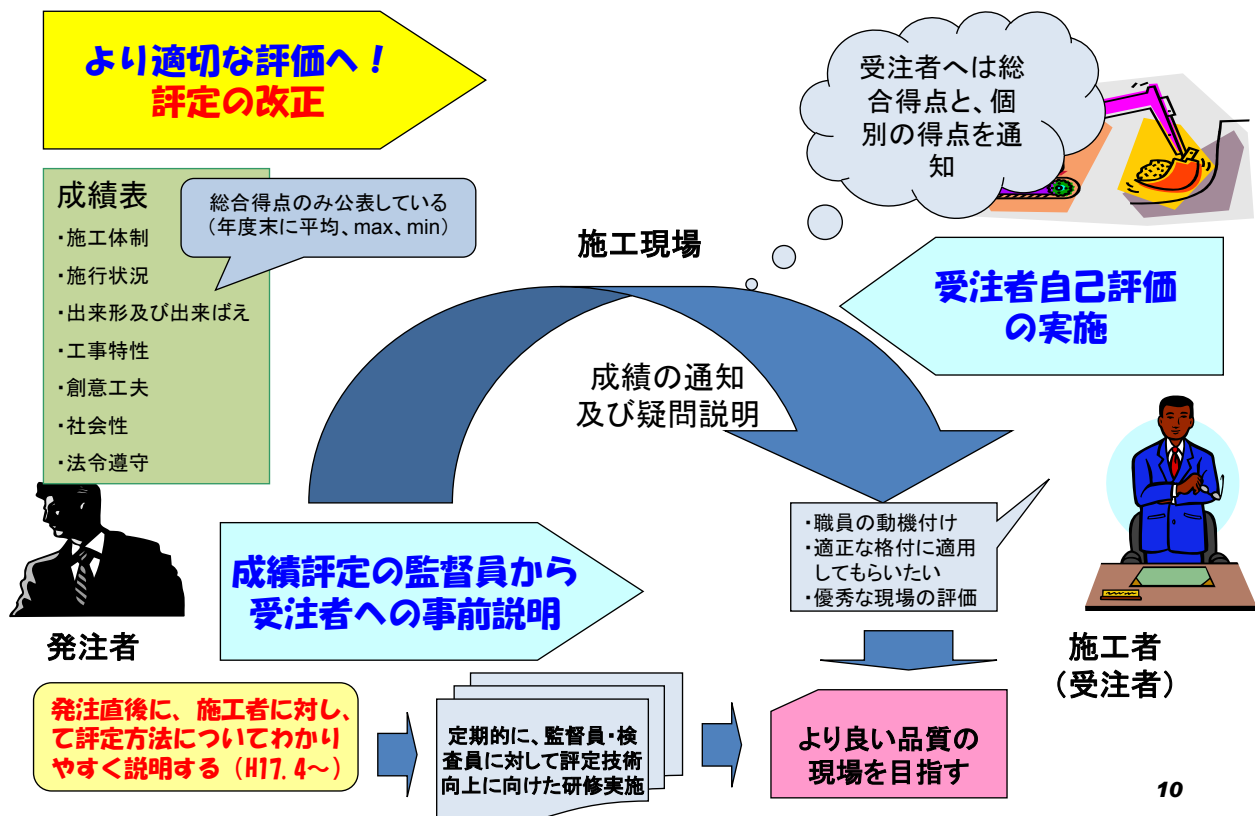
8

三者検討会の実施件数の推移



9

④ 工事施行評価の透明化・公正化に向けた取組



10

工事施行成績評定を取り巻く状況と課題

【発注者の責務】 ●公共工事の品質確保に関する法律第6条(発注者の責務)	【国の改正（H21.3）】 ●「高度技術」から「工事特性」へ ●評価の細分化(5段階から7段階) ●評定内容の明確化
【工事施行成績の積極的な】活用 ●入札参加資格(格付け)における活用 ●総合評価方式における活用 ●入札参加要件における活用 ●優良業者等表彰の選考基準での活用	【環境の変化】 ●工事施行成績評定の重要性増大 ●一般競争入札の拡大 ●総合評価方式の拡大 ●競争環境の激化



I. 技術力の評価において、これまで以上にきめ細かな評価を行う必要がある
II. 技術力の差を明確に評価するため曖昧な表現を解消する必要がある。
III. 周辺地域への貢献などの積極的な取り組みに対し適切に評価する必要がある
IV. 企業の技術力をより一層適切に評価する必要がある

11

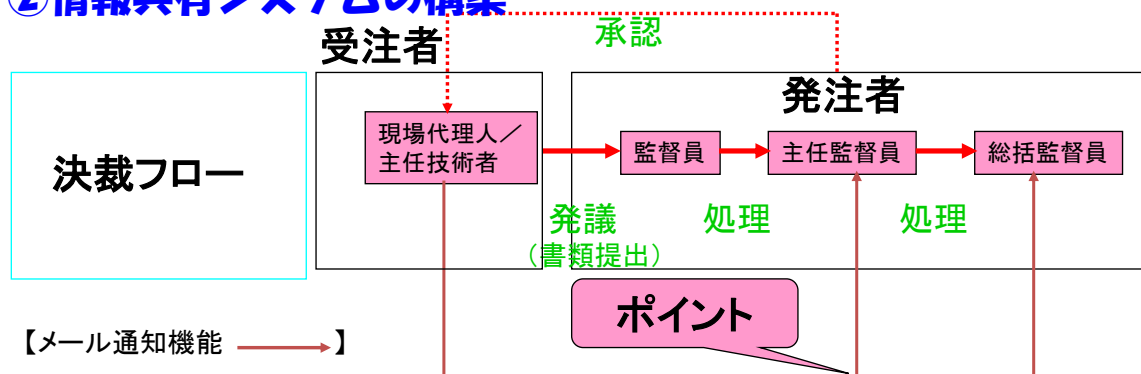
⑤ 設計変更の迅速化に向けた取組

① 「設計変更の手引き」の作成・公表



円滑・迅速な設計変更

② 情報共有システムの構築



メール同時配信による情報共有

受注者からメールを通知することにより、発注者は発議があったことを監督員、主任監督員、総括監督員のそれぞれがメールにより確認できる。

12

北海道の総合評価方式

平成25年度の実施状況

13

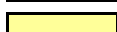
北海道の総合評価方式適用区分

5億円					
3億円					
2億5千万円					
1億円					
7千万円					
	必要に応じて実施				
専門工事	施工計画審査タイプⅢ型 or 施工実績審査タイプ	施工計画審査タイプⅡ型	施工計画審査タイプⅠ型	標準型	
	低 ← 難易度 → 高 【地域枠】		【全道枠】		
簡易型					

凡例



総合評価方式を適用する範囲



必要に応じて総合評価方式を適用する範囲

工事技術的難易度によりタイプを選定

14

北海道の総合評価方式実施状況

種類(形式)			項目	建設部		農政部	水産林務部	合計					
				建設管理部	建築局								
標準型			H16実施件数	1	—	—	—	1					
			H17実施件数	1	—	—	—	1					
			H18実施件数	0	—	—	—	0					
			H19実施件数	4	—	—	—	4					
			H20実施件数	6	—	—	—	6					
			H21実施件数	1	—	—	—	1					
			H22実施件数	1	—	—	—	1					
			H23実施件数	2	0	0	0	2					
			H24実施件数	3	0	0	0	3					
簡易型			H25実施件数	1	0	0	0	1					
			施工計画審査タイプ			除算方式		H18実施件数	64	—	1	2	67
								H19実施件数	88	10	19	15	132
								H20実施件数	50	6	13	17	86
								H21実施件数	56	3	8	4	71
								H20実施件数	57	3	7	3	70
			加算方式		H21実施件数	95	9	8	3	115			
					H22実施件数	160	5	6	0	171			
					H23実施件数	211	21	4	0	236			
					H24実施件数	172	7	4	0	183			
					H25実施件数	154	25	3	0	182			
			施工実績審査タイプ			除算方式		H19実施件数	63	3	10	12	88
								H20実施件数	132	11	43	19	205
								H21実施件数	209	5	41	17	272
								H21実施件数	57	18	0	0	75
								H22実施件数	370	31	149	36	586
						加算方式		H23実施件数	380	19	128	31	558
								H24実施件数	434	22	217	30	701
								H25実施件数	446	37	217	29	724
								専門工事型			H22実施件数	7	0
			H23実施件数	9	0	0	0				9		
			H24実施件数	3	0	0	0				5		
			H25実施件数	1	0	0	0				8		
合計			H16実施件数	1	—	—	—				1		
			H17実施件数	1	—	—	—	1					
			H18実施件数	64	—	1	2	67					
			H19実施件数	155	13	29	27	224					
			H20実施件数	245	20	63	39	367					
			H21実施件数	418	35	57	22	532					
			H22実施件数	538	36	155	36	765					
			H23実施件数	602	40	132	31	805					
			H24実施件数	612	29	221	30	892					
			H25実施件数	604	62	220	29	915					

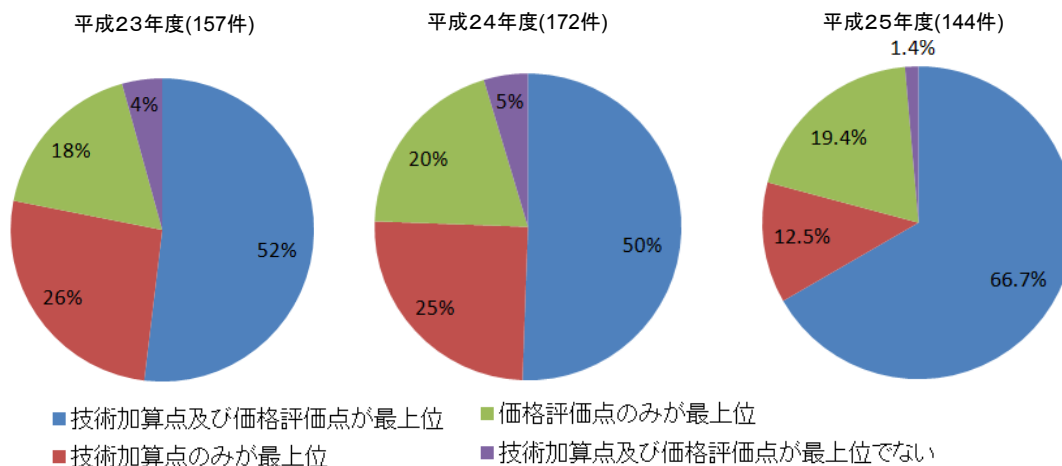
15

平成25年度 入札結果の検証(施工計画審査タイプ)

【落札者決定分類の傾向】

●施工計画審査タイプの総合評価方式実施工事における落札者は「技術加算点及び価格評価点が最上位の者」が約67%を占めており増加している。
また、「価格評価点のみ最上位」が占める割合は、2割程度と大きな変動はない。
(建設部建設管理部発注分)

＜建設部建設管理部発注分＞



施工計画審査タイプ:

施工実績審査タイプで求める技術評価項目と簡易な施工計画による技術力評価

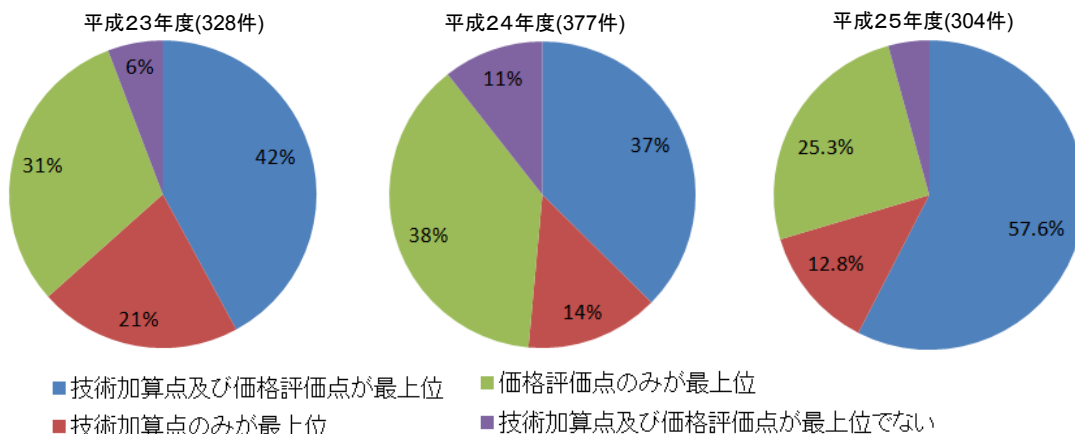
16

平成25年度 入札結果の検証(施工実績審査タイプ)

【落札者決定分類の傾向】

●施工実績審査タイプの総合評価方式実施工事における落札者は「技術加算点及び価格評価点が最上位の者」が約58%を占めており増加している。
また、「価格評価点のみ最上位」は約25%を占めているが減少している。
(建設部建設管理部発注分・舗装型除く)

<建設部建設管理部発注分>



施工実績野審査タイプ:

企業の施工能力、配置予定技術者、地域精通度及び地域貢献度等に基づく技術力評価

17

北海道の総合評価方式

平成25・26年度の改訂内容

18

平成25年度の改訂内容

1. 地域を支える建設業者を評価する新たな仕組み
2. 技術能力を適切に評価する仕組みの見直し
 - ①工事施行成績の見直し
 - ②配置予定技術者の評価基準の見直し
 - ③社会貢献実績の見直し
 - ④地域建設業経営環境評価方法の見直し
 - ⑤簡易な施工計画の書式の見直し

19

1. 地域を支える建設業者を評価する新たな仕組み

新規雇用をした建設業者や若年技術者を追加配置した建設業者を、加点する新たな評価項目を追加した。

項 目	内 容	適 用
新規雇用	・地域貢献度の地域社会貢献活動の評価項目に追加 ・過去5ヶ年間に於ける新規学卒者及び離職者で、採用時点で満35歳以下で、かつ、3ヵ月以上の雇用関係にある者	発注者が地域の特性に応じて適用
若年技術者育成	・配置予定技術者の評価項目に、新規に「技術者の追加配置」の評価を追加 ・40歳以下の一級土木施工管理技士又は有資格期間5年以上の二級土木施工管理技士を、主任（監理）技術者に加えて、追加配置した場合に加点	0.5点加点

20

2. 技術能力を適切に評価する仕組みの見直し

① 工事施行成績の見直し

新たな技術評価項目の追加に伴い、技術評価項目間の配点バランスをとるため、工事施行成績の配点を見直した。

工事施行成績 標準評価項目（現行）					（改正）	
評価項目		評価基準		評価点	評価基準	評価点
企業 の 施 工 能 力	工事施 行成績	北海道 発注工 事の当 該工事 と同じ 入札参 加資格 による 工事施 行成績 の平均 点	93点< 平均点	8.0	93点< 平均点	7.5
			91点< 平均点 ≤93点	7.5	91点< 平均点 ≤93点	7.0
			89点< 平均点 ≤91点	7.0	89点< 平均点 ≤91点	6.5
			87点< 平均点 ≤89点	6.5	87点< 平均点 ≤89点	6.0
			85点< 平均点 ≤87点	6.0	85点< 平均点 ≤87点	5.5
			83点< 平均点 ≤85点	5.5	83点< 平均点 ≤85点	5.0
			81点< 平均点 ≤83点	5.0	81点< 平均点 ≤83点	4.5
			79点< 平均点 ≤81点	4.5	79点< 平均点 ≤81点	4.0
			77点< 平均点 ≤79点	4.0	77点< 平均点 ≤79点	3.5
			75点< 平均点 ≤77点	3.5	75点< 平均点 ≤77点	3.0
			73点< 平均点 ≤75点	3.0	73点< 平均点 ≤75点	2.5
			71点< 平均点 ≤73点	2.5	71点< 平均点 ≤73点	2.0
			69点< 平均点 ≤71点	2.0	69点< 平均点 ≤71点	1.5
			67点< 平均点 ≤69点	1.5	67点< 平均点 ≤69点	1.0
			65点< 平均点 ≤67点	1.0	65点< 平均点 ≤67点	0.5
			平均点 ≤65点	0.5	平均点 ≤65点	0.0

21

② 配置予定技術者の評価基準の見直し

技術者の技術力向上の場の拡大を図るため、配置予定技術者の有資格期間に応じた評価基準と評価点を見直した。

H24評価基準	評価点	H25評価基準	評価点
技術士又は 有資格期間10年以上の一 級土木施工管理技士	1.00	技術士又は 有資格期間5年以上の一級 土木施工管理技士	1.00
一級土木施工管理技士 (有資格期間5年以上)	0.75	一級土木施工管理技士	0.75
一級土木施工管理技士	0.50	二級土木施工管理技士 (有資格期間10年以上)	0.50
二級土木施工管理技士 (有資格期間10年以上)	0.25	二級土木施工管理技士 (有資格期間5年以上)	0.25
上記以外	0.00	上記以外	0.00

22

社会貢献実績は、「競争入札参加資格審査」や「工事施行成績評定」において評価しており、技術評価項目として大多数の入札参加者が実績を有することにより、差がつかないことから総合評価方式では、評価項目から除外した。

経営環境をきめ細やかに反映させるために、配点区分を見直した。

23

入札参加者が提案内容を具体的に、かつ簡潔に記述でき、発注者が提案内容を的確に審査できるように、様式を変更した。

樣式一

※本表は、落札者決定基準の別表として添付し、入札参加者へ提示する。

注1 A4用紙1枚以内にまとめること。ただし、工種が多い場合は、工程表部分のみ複数枚作成することができる。この場合、用紙右上空白に「金口集の内の号」と記入すること。

2 ワープロソフト使用の場合、フォントサイズは、11ポイントを基本とする。

3 特記事項は400字以内で、11ポイントで、1技術的所見2行以内で枠内に収まるように記述すること。

4 提出された所見の内容の確認が必要な場合、追加資料又はヒアリングを求める場合がある。なお、差し替え及び再提出は認めない。

5 工程管理に関する配慮事項は、特記仕様書の内容について工程管理を目的とした配慮すべき技術的所見を記入する。

6 工程上重要な工種は、当該工事の規模及び施工日数等から判断し、最も工程に影響を及ぼすと想定される工種につ

(用紙)

(用紙寸法 日本工業規格A4)

(用紙寸法 日本工業規格A4)

平成26年度の改訂内容

1. 工事施行成績の評価対象期間の見直し
2. 配置予定技術者の専任に係る見直し
3. 新規雇用評価対象年齢の地域独自運用の追加

25

1. 工事施行成績の評価対象期間の見直し

過去2年間に受注実績がない企業は、評価対象期間を4年に拡大し、競争環境の確保を図ることとする。

現行	格付A等級業者で過去2年間に実績が無い場合は、 <u>前年度の入札参加時の点数</u> で評価
改正	格付A等級業者で過去2年間に実績が無い場合は、 <u>対象期間を4年間に拡大</u>

26

2. 配置予定技術者の専任に係る見直し

全国的な技術者不足に対応するため、建設業法上兼任配置が認められる主任技術者の配置申請があった場合も、評価することとする。
なお、若年技術者の追加配置の評価においても同様とする

現行	技術者を専任配置しなければ、加点点評価されない制度
改正	建設業法上兼任が認められる主任技術者の配置についても、評価することとする。

27

3. 新規雇用評価対象年齢の地域独自運用の追加

新規雇用の評価に関しては、採用募集に35歳以下の応募が無い、あるいは、高齢者雇用安定法に基づき高齢者を雇用した企業が多い地域においては、対象年齢の拡大や評価対象の条件等について、各建設管理部で、地域の就労環境を考慮した上で、独自に設定できる運用を加える。

現行	過去5ヵ年間に於ける新規学卒者及び建設企業の離職者で、採用時点で満35歳以下で、かつ、3ヶ月以上雇用関係にある者
改正	対象年齢の拡大や、高齢者雇用安定法に基づき高齢者の雇用を図った企業も評価するなどといった地域独自運用の追加

28

☆建設部建設管理課HPの紹介☆

(技術管理グループ・積算管理グループ)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/gkn/>

- ◆ 公共工事の品質確保
- ◆ 総合評価方式
- ◆ 重点的な監督業務の実施
- ◆ C A L S / E C
- ◆ 土木工事共通仕様書
- ◆ 請負工事監督要領
- ◆ 請負工事検査方法書
- ◆ 工事施行成績評定要領
- ◆ 提出書類のガイドライン
- ◆ 三者検討会実施要領
- ◆ 設計図書の照査ガイドライン
- ◆ 設計図書等作成要領
- ◆ 建設リサイクル法
- ◆ すき取り土の有効利用
- ◆ 既設路盤材再生利用設計要領
- ◆ 土木工事数量算出要領
- ◆ 測量調査設計業務等共通仕様書
- ◆ 公共測量作業規程 など